# 「発達障害者支援の課題と方向性」見直し(案)のポイント

| (現存)対応の大力性  | せたのよう性 (日本に安) のよ ひし   |  |  |
|---|---|--|--|
| (現行)対応の方向性  | 対応の方向性(見直し案)のポイント   |  |  |
| ■ オール京都体制の支援・連携ネットワークの構築  |   |  |  |
| 〇オール京都体制での支援・ネットワークの構築  |   |  |  |
| ・ 様々な機関や府民が参加した、オール京都体制での発達障害者支援・連携ネット<br>ワークを構築する。   | ・発達障害者支援法の改正を踏まえた本検討委員会の位置づけ  |  |  |
| 〇課題ごとのプロジェクトチームの設置  |   |  |  |
| <ul><li>・ オール京都体制の支援・連携ネットワークの下で、関係者が具体的な解決方策等を協議するプロジェクトチームを設置し、支援の充実や連携強化等を図る。</li></ul>                  | ・検討委員会の下部組織の位置づけ<br>(実施例:支援ファイル検討部会、就労支援ワーキング等)<br>・教育、福祉、保健の各部局の連携会議の実施  |  |  |
| ■ ライフステージに対応した支援  |   |  |  |
| ① 乳幼児期  |   |  |  |
| ○年中児スクリーニングの実施保健所・幼稚園の拡大  |   |  |  |
| <ul><li>・ 京都府と市町村が連携して、保育所・幼稚園の関係団体や、未実施の保育所・幼稚園に働きかけを行う。</li></ul>   | <ul><li>・すべての市町村で年中児スクリーニングが実施されるよう働きかけ</li><li>・実施市町村においては、更なる実施拡大に向けた働きかけ</li></ul>                           |  |  |
| <ul><li>・ 未実施の保育所・幼稚園へ年中児スクリーニングの実施を促し、市町村の行う年中児スクリーニングに対する京都府の財政支援の見直しを検討する。</li></ul>                     |   |  |  |
| 〇年中児スクリーニングの事後支援を実施する市町村の拡大   | ・ペアトレ、SSTの事後支援が全市町村において実施   |  |  |
| ・ 事後支援を行う専門職を育成して市町村へ紹介する仕組みを構築し、市町村の事後支援に対する京都府の財政支援の見直しを検討する。また、市町村保健師等を対象としたペアレントトレーニング指導者養成を実施する。       | →専門職養成、市町村へ紹介する仕組みの見直し、再構築 →ペアトレ、SSTを行う市町村への巡回支援を行う仕組みの検討 →保育士等に対するティーチャートレーニング研修の実施                            |  |  |
| <ul><li>事後支援に関する専門的分野(発達クリニック、保育士・教員等への研修、子どものほめ方教室(ペアレントトレーニング手法の普及)、ペアレントメンター養成等)について、保健所が実施する。</li></ul> | ・発達クリニック、研修の保健所単位での実施継続   |  |  |
|   | ・保護者に対する発達障害の理解啓発(ペアレントメンター活動の活用等)  |  |  |
| ② 学齢期   |   |  |  |
| ○「支援ファイル」や「移行支援シート」の活用促進  |   |  |  |
| ・ 保・幼・小・中・高での「支援ファイル」や「移行支援シート」の活用促進のため、標準<br>モデルやマニュアルを作成・改訂し、市町村に電子媒体を提供する。                               | ・支援ファイル、移行支援シートの活用促進(全市町村へ拡大に向けた再度の周知、徹底)   |  |  |
| ・「支援ファイル」や「移行支援シート」の引継方法、引継窓口等を定め、地域の社会<br>資源マップ(保健、医療、福祉、教育、就労等)を作成する。                                     | <ul><li>・支援ファイル、移行支援シートの導入の状況調査</li><li>・教育現場における支援ファイル、移行支援シートの普及、利用促進<br/>(特に中学校、高校:平成30年度から通級指導導入)</li></ul> |  |  |

## (現行)対応の方向性

# 〇ライフステージを通した体系的な相談支援体制の構築(後述)

## 〇就学中のSST・スクリーニングの拡大

・ 社会福祉法人等による地域の児童生徒へのSSTを実施し、就学中の実施拡大、 小・中・高校での各段階に応じた実施、学校健診への追加の可能性を検討する。

## ○「包み込まれているという感覚」を実感できる学級づくり

- ・ 発達障害に係る専門的な知識を有する教員、学生支援員、非常勤講師の配置や養成等を進め、教員等に子どものほめ方教室(ペアレントトレーニング手法の普及)を実施する。
- ・ 発達障害ではない児童生徒やその保護者の発達障害への理解を深めるための教育・啓発とせば、発達障害者を含むクラス全員へのSSTについて検討する。

### ③成人期

#### 〇就労に向けた支援の充実

- 高校での計画的・組織的な進路指導(キャリア教育)を実施するとともに、多様な職業訓練の機会を拡充するなど、自立と社会参加を目指した取組を推進する。
- ・ 障害者職業センターにおける実践的な支援を組み合わせた発達障害者就労支援 カリキュラムの実施、一般企業への就職向けのジョブコーチ支援の活用を行う。
- ・ 障害者就業・生活支援センターにおいて、一般就労を行う発達障害者、発達障害者を雇用する企業、雇用を考えている企業への適切な助言、発達障害を雇用する企業事例の周知啓発を行う。
- ・ 発達障害者支援センター及び発達障害者圏域支援センターにおいて、障害者職業センター等と連携した就労準備プログラムの実施、ハローワーク、はあとふるコーナー、障害者就業・生活支援センター等の利用支援を行う。
- ・ 就労継続支援事業所の障害者に対する一般就労への個別伴走支援を実施し、就 労継続支援A型事業所において障害者が健常者と共働する環境を整備する。

#### 対応の方向性(見直し案)のポイント

- ・放課後等デイサービスにおけるSSTを用いた支援の実施拡大 (研修実施等によるサービスの質の向上)
- 事後支援の対象年齢の拡大検討
- ・校医等学校検診に関わる専門職に対する発達障害理解のための研修実施
- ・教育現場における支援体制整備や従事者への研修 (ティーチャートレーニング研修の継続、拡充)
- ・発達障害の理解促進のための府民向け公開講座の実施
- 教育現場での支援方策整備
- ・保護者に対する発達障害の理解啓発(ペアレントメンター活動の活用等)[再掲]
- ・就労支援体制の整備 (職業訓練、障害者就業・生活支援センターの利用等)
- ※発達障害の疑いのある大学生への対応 ※企業関係者に対する研修、理解啓発
- ・ハローワーク、はあとふるコーナー、障害者就業・生活支援センター等の利用支援
- ・就労継続支援A型・B型、就労移行支援、就労定着支援事業と連携した就労支援の実施

| (現行)対応の方向性  |   | 対応の方向性(見直し案)のポイント |               |                 |                           |
|---|---|-------------------|---------------|-----------------|---------------------------|
| 〇生活支援の充実  |   |                   |               |                 |                           |
| ・ グループホーム等の「住まいの場」の確保、就労継続支援事業所、生活訓練、地域<br>活動支援センター等の「活動の場」の整備の推進を行う。   | ・「住まいの場」「活動の場」の整備促進                                       |                   |               |                 |                           |
| ・ 就労継続支援事業所、放課後児童クラブ等に、発達障害者支援センターや発達障害者圏域支援センターが適切な生活環境や配慮等に関する助言を行う。  | ・発達障害のある児・者を受け入れる各事業所に対する指導、助言の実施                         |                   |               |                 |                           |
| ・強度行動障害を持つ人の在宅や入所施設での支援状況を調査し、支援のあり方等<br>を検討する。   | •「強度行動障害生活  | 舌訓練モデル事業」         | の継続、拡大        |                 |                           |
| ■ 支援体制の整備<br>① 相談支援体制   |   |                   |               |                 |                           |
| □ 1 日談又抜体制<br>○ライフステージを通した体系的な相談支援体制の構築   |   |                   |               |                 |                           |
| ・ ライフステージを通して相談支援事業所、発達障害者圏域支援センター、発達障害   | <br>  ・相談機関における   | 連携 強化             |               |                 |                           |
| 者支援センター等が継続的に支援を行い、各ライフステージに対応して学校、放課後<br>児童クラブ、児童発達支援事業等の支援を組み合わせる体制を構築する。   |   |                   | 障害福祉サービス      | 事業所との連携支援       | <del>[</del> <del>]</del> |
| ・発達障害者支援センターについて、発達障害者支援の中核機関として支援体制等の機能を強化し、京都府精神保健福祉総合センター内への移転により精神保健医療との連携を強化する。                                    | ・発達障害者支援センターの機能強化<br>・学齢期の児童を中心とした、寄り添い型の相談支援体制の強化        |                   |               |                 |                           |
| <ul> <li>発達障害者圏域支援センターが、地域の中核的な相談支援機関として、相談支援<br/>事業所等への支援や、困難ケースの相談支援への対応などが行えるよう、職員への専<br/>門的・実践的な研修を実施する。</li> </ul> | ・専門性の確保、発達障害児への相談支援強化の観点を踏まえた、圏域支援センターのあり方の<br>検討(配置の見直し) |                   |               |                 |                           |
| ・ 相談支援事業所が地域の身近な相談支援機関として相談支援従事者の理解向上<br>を図るため、相談支援従事者への発達障害専門研修を実施する。  | ・発達障害者支援センター「はばたき」による研修強化                                 |                   |               |                 |                           |
| <ul> <li>発達障害者に関する相談支援体制</li> <li>発達障害者支援センター(1か所)(府全域の中核機関)</li> <li>発達障害者圏域支援センター(6か所)(地域の中核的な相談支援機関)</li> </ul>      | ・専門性の確保と、発達障害児への相談支援強化の観点を踏まえた、圏域支援センターのあり方の検討(配置の見直し)    |                   |               |                 |                           |
| ◇ 相談支援事業所(61か所)   |   |                   | 成人            | こども             |                           |
|   |   | 発達障害者<br>支援センター   | 1<br>(「はばたき」) | 1 (こども発達支援センター) |                           |
|   |   | 圏域支援センター          | 今後            | <b>食討</b>       |                           |
|   | ±n=v → 1≅ →   | 相談支援事業所           | 114           | 86              |                           |
|   | 相談支援事業所   | 旧版へ級事本が           | 計画相談支援事業所     | 障害児相談支援事業所      |                           |

| (現行)対応の方向性  | 対応の方向性(見直し案)のポイント   |
|---|---|
| ② 医療提供体制  |   |
| 〇発達障害に関する医療連携体制の構築  |   |
| <ul> <li>発達障害の診断・療育を行う府内の医療機関に関する調査を行い、医療連携体制について府民に情報提供することを検討する。</li> </ul>                                 | ・発達障害に対応可能な医療機関の公表(「京都健康医療よろずネット」)  |
| <ul> <li>・ 府立こども発達支援センターの診療体制を強化し、発達障害を診療できる小児科医の育成する。</li> </ul>   | ・「3層構造」による医療提供体制が必要<br>①専門医療機関における対応 ②地域で看ることのできる医師の養成<br>③かかりつけ医等による対応力向上        |
| <ul><li>・ 府立舞鶴こども療育センターの人員体制の充実を検討し、北部地域における発達<br/>障害者の支援拠点として機能強化を図る。</li></ul>                              | ・各段階における対応の方向性<br>①若手医師の派遣による専門医師養成(こども発達支援センター診療所等への派遣)<br>②医師養成研修の実施と当該医師の役割の整理 |
| <ul> <li>京都府保健医療計画に基づき、児童・思春期の発達障害や精神疾患患者への集中的・多面的な入院医療の提供と、子どもの心の診療に専門的に携わる医師等の育成を行う拠点機能の整備を検討する。</li> </ul> | ③対応力向上を目的とした医師研修の実施   |
| ③福祉サービス提供体制   |   |
| 〇福祉サービス提供体制の整備  |   |

・グループホーム等の「住まいの場」の確保と、就労継続支援事業所等の「活動の場」

・ 就労継続支援事業所、放課後児童クラブ等に、発達障害者支援センター等が適切 な生活環境や配慮等に関する助言を行う。〔再掲〕

・ 児童発達支援センター、児童発達支援事業、放課後等デイサービス等の整備のあ

り方や方向性等について検討する。

の整備を推進する。「再掲」

- ・強度行動障害を持つ人の支援状況を調査し、支援のあり方等を検討する。〔再掲〕
- ・ 災害時の避難生活で発達障害者に適切な配慮がなされるよう、地域防災計画に基 づいた必要な支援体制を確保する。

・第1期障害児福祉計画の策定等を踏まえた対応 児童発達支援センター: 各市町村単位の整備 (児童発達支援事業と併せて重層的な支援体制の整備) 放課後等デイサービス: サービスの質の向上に向けた取組み (支援者向けの研修の充実、国「放課後等デイサービスガイドライン」の活用)

- ・「住まいの場」「活動の場」の整備促進〔再掲〕
- ・発達障害のある児・者を受け入れる各事業所に対する指導、助言の実施[再掲]
- 「強度行動障害生活訓練モデル事業」の継続、拡大〔再掲〕
- ・自閉症等発達障害特有の障害特性への配慮

| (現行)対応の方向性  | 対応の方向性(見直し案)のポイント  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|
| <ul><li>人材の育成</li><li>・療育等を行う専門職の育成のため、障害者自立支援協議会で推薦された者への大学等の専門養成講座への派遣研修等を実施し、研修を受けた専門職を市町村に紹介する仕組みを構築する。また、市町村保健師等へのペアレントトレーニング指導者養成を実施する。</li></ul> | ・専門職養成、市町村へ紹介する仕組みの見直し、再構築〔再掲〕<br>・ペアトレ、SSTを行う市町村への巡回支援を行う仕組みの検討〔再掲〕                 |  |  |  |
| ・府立こども発達支援センターの診療体制強化、発達障害を診療できる小児科医の育成、入院医療の提供や心の診療に携わる医師等の育成を行う拠点機能の整備の検討を行う。 〔再掲〕  | ・医療提供体制〔再掲〕「3層構造」による医療提供体制が必要<br>①専門医療機関における対応 ②地域で看ることのできる医師の養成<br>③かかりつけ医等による対応力向上 |  |  |  |
| ・ 相談支援従事者への発達障害専門研修、発達障害者圏域支援センター職員への<br>専門的・実践的な研修を実施する。 〔再掲〕  | ・発達障害者支援センター「はばたき」において相談支援事業所向けの研修強化   |  |  |  |
| ・ 保育士・教員・放課後児童クラブ職員等への研修、子どものほめ方教室(ペアレントトレーニング手法の普及)、ペアレントメンター養成等を実施する。 [再掲]  | ・ティーチャートレーニング研修の継続、拡充〔再掲〕  |  |  |  |
| ■ 発達障害の理解促進   |  |  |  |  |
| <ul><li>〇発達障害に関する周知啓発</li><li>・ 発達障害の理解促進を図るための研修や講演会等の実施、発達障害者を雇用する企業の事例の周知啓発について、横の連携に留意しながら行う。</li></ul>   | ・行政、企業への研修実施<br>・府民向け公開講座の開催   |  |  |  |
| <ul><li>・ 行政や企業の職員が発達障害やその他の障害について学ぶための、業種別の研修の開催を検討する。</li></ul>   |  |  |  |  |
| ・ 特別支援教育に対する地域社会の理解を促し、交流及び共同学習の充実など、障害の有無に関わらず誰もが共に暮らす社会を目指した取組を推進する。  | ・共生社会実現に向けた取組の推進   |  |  |  |
| 〇発達障害者や家族の支援  |  |  |  |  |
| ・発達障害者・家族同士のピアサポートの実現のため、ペアレントメンターの養成などの発達障害者・家族会の活動支援や、発達障害者の子育て経験者が自らの経験を伝える取組を推進する。  | ・ペアレントメンター養成研修の実施と活動の具体化   |  |  |  |
| <ul><li>京都府家庭支援総合センターと民間支援団体の連携を強化し、ひきこもり相談窓口による来所・電話相談、家族教室、「絆パートナー」派遣、「チーム絆」による訪問支援等を推進する。</li></ul>  | ・「脱ひきこもり支援センター」が行う事業と連携し、ひきこもり当事者の自立と社会参加を促進   |  |  |  |
| ■ その他  ・「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり条例(仮称)」や各種計画とそれらに基づく施策の実施に当たって、発達障害者支援の課題や方向性と整合が図られるように働きかける。  | ・障害者基本計画(H28~)、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画(H30~32)<br>・「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり条例」  |  |  |  |